



草加八潮消防組合監査委員告示第1号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年1月30日

草加八潮消防組合監査委員 中 村 幸 彦

草加八潮消防組合監査委員 白 石 孝 雄

1 監査対象所属

予防課、情報指令課、草加消防署（西分署及び谷塚ステーション）、八潮消防署管理課

2 監査対象事務

平成30年度及び令和元年度（同年9月30日まで）に執行された財務に関する事務及び組合の運営に係る事業の管理

3 監査期間

令和元年8月1日（木）から令和2年1月27日（月）まで（講評を含む。）

4 監査の実施手続

草加八潮消防組合監査事務処理規程第23条及び第24条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

5 監査の着眼点

別紙「草加市監査委員事務局財務事務監査の着眼点」を準用するものとししました。

6 監査結果

(1) 予防課

予防課には、法令・条例に基づき、防火対象物や危険物製造所等の立入検査や行政指導等を行うとともに、火災原因を調査し、地域住民に防火意識の啓発を図るため、予防防火係、査察調査係及び危険物係の3係が置かれています。

令和元年度の職員体制については、組合職員数の4.7%、16人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（平成31年4月1日現在）

所属	人数	割合
予防課	16人	4.7%
その他の所属	321人	95.3%

予防課は、市民や事業所等における防火意識の浸透・向上を図り、火災予防の推進を主眼とする組織であると捉えています。具体的には、予防防火係は消防用設備等の設置指導や検査、火災予防の企画推進などを担い、査察調査係は防火対

象物や危険物製造所等の立入検査、火災原因調査などを担い、危険物係は、危険物製造所等の設置等の許認可などの業務を担っています。

(2) 情報指令課

情報指令課には、ネットワークシステムの総合調整及び維持管理に関する事務、災害通報の受信及び出動指令に関する事務等処理するため、情報システム係、指令第1係及び第2係の3係が置かれています。

令和元年度の職員体制については、組合職員数の5.0%、17人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（平成31年4月1日現在）

所属	人数	割合
情報指令課	17人	5.0%
その他の所属	320人	95.0%

情報指令課は、ネットワークの総合調整により業務の円滑化を図るとともに、119番通報の受付などを通して市民の生命や財産を守ることに寄与する組織であると捉えています。具体的には、情報システム係は、業務システムの総合調整や通信運用計画の立案及び推進などを担い、指令第1係及び第2係は、119番通報の受付及び出動指令を発することや応急手当の口頭指導などの業務を担っています。

(3) 草加消防署西分署

草加消防署西分署には、消防第1係及び第2係、救助第1係及び第2係、救急第1係及び第2係の6係が置かれています。

令和元年度の職員体制については、組合職員数の11.0%、37人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（平成31年4月1日現在）

所属	人数	割合
草加消防署 西分署	37人	11.0%
その他の所属	300人	89.0%

西分署は、消防及び救助・救急活動を所管し、火災や地震等の災害から市民の生命や財産を守ることに寄与する組織であると捉えています。

具体的には、消火及び救助・救急の活動など主に災害現場における活動や消防訓練、救急訓練の指導を通して、市民の危機管理意識を醸成する業務を担っています。

(4) 草加消防署谷塚ステーション

草加消防署谷塚ステーションには、消防第1係及び第2係、救急第1係及び第2係の4係が置かれています。

令和元年度の職員体制については、組合職員数の6.8%、23人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（平成31年4月1日現在）

所属	人数	割合
草加消防署 谷塚ステーション	23人	6.8%
その他の所属	314人	93.2%

谷塚ステーションは、消防及び救助・救急活動を所管し、火災や地震等の災害から市民の生命や財産を守ることに寄与する組織であると捉えています。

具体的には、消火及び救助・救急の活動など主に災害現場における活動や消防訓練、救急訓練の指導を通して、市民の危機管理意識を醸成する業務を担っています。

(5) 八潮消防署管理課

八潮消防署管理課は、八潮消防署の総合調整、八潮市消防団に関する事務等を掌理するため、管理系の1係が置かれています。

令和元年度の職員体制については、組合職員数の0.9%、3人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（平成31年4月1日現在）

所属	人数	割合
八潮消防署 管理課	3人	0.9%
その他の所属	334人	99.1%

八潮消防署管理課は、消防、救急活動を行う現場部門とは一線を画す立場から、消防署の運営が適正に行われることに寄与する組織であると捉えています。具体

的には、災害活動拠点となる庁舎の整備や維持管理を初め、消防団に関する事務など、消防活動を支えるための業務を実施しています。

平成30年度及び令和元年度の9月30日までに執行された財務に関する事務及び組合の運営に係る事業の管理について監査を実施したところ、次に述べる部分を除き概ね適正に執行されていると認められました。

一部適正を欠くものについては、適切な措置を講じてください。

7 指摘事項

(1) 専決権者について【対象：草加消防署西分署及び八潮消防署管理課】

事務決裁規程で規定されている専決権者よりも下位の職にある者により専決された起案が見受けられました。

事務決裁規程では、予算の執行については、1件当たりの予算額により、決裁区分が明確に規定されておりますので、適切な事務手続を行ってください。

(2) 入札案件について【対象：八潮消防署管理課】

予算積算額が130万円を超える修繕は、本来一般競争入札とするところ、随意契約とされていました。

組合が行う契約行為は、法令により一般競争入札とすることが原則となっていることから、市民への説明責任を果たすため、法令を遵守した適正かつ正確な事務手続を行ってください。